

## 日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本規約は特定非営利活動法人日本磁気共鳴専門技術者認定機構（以下本機構）の定款第3条の目的遂行のために必要な構成と運営などについて定める。

#### (構成)

第2条 日本磁気共鳴専門技術者認定機構（以下本機構）は、日本磁気共鳴医学会，  
（社）日本医学放射線学会，放射線科専門医会・医会，（社）日本放射線技術学会，  
（社）日本放射線技師会，（社）日本臨床衛生検査技師会，（社）日本医用画像システム工業会  
の関連学術7団体で構成する。

2. その他、磁気共鳴（以下MR）の技術向上をめざす公益的団体などにより構成することができる。

### 第2章 磁気共鳴（MR）専門技術者

#### (定義)

第3条 MR専門技術者とは、本機構が実施する認定試験に合格し、所定の手続きを済ませた者。

2. 認定を受けた後に、本機構が定めた更新手続きを終えた者。

#### (役割)

第4条 MR専門技術者の役割および資質は次のとおりである。

(1) MRI装置の精度管理ならびに被検者および立入り者の安全管理ができること。

(2) 解剖学的、臨床医学的基礎知識を有し、業務に役立てられること。

(3) 装置性能を最高度に発揮させ、目的を達成するための技術を有すること。

(4) 高度なMR撮像技術の普及のために教育・指導ができること。

#### (資格認定)

第5条 資格認定については別に細則で定める。

#### (登録)

第6条 MR専門技術者認定試験に合格し、所定の手続きを済ませた者をMR専門技術者として登録する。

但し、登録にあたっては理事会の承認を得なければならない。

#### (資格更新)

第7条 更新手続きについては別に細則で定める。

#### (資格の喪失)

第8条 MR専門技術者は次の事項により資格を喪失する

- (1) MR 専門技術者を辞退したとき。
- (2) MR 専門技術者の更新申請を行わなかったとき。
- (3) MR 専門技術者の更新が認められなかったとき。
- (4) MR 専門技術者としての適格性を欠くと本機構が認めたとき。

### 第3章 上級磁気共鳴 (MR) 専門技術者

(定義)

第9条 MR 専門技術者として一定の学術実績をあげた者を上級 MR 専門技術者として認定する。

2. 上級 MR 専門技術者資格認定の更新申請を提出後に、本機構が定めた更新手続きを終えた者。

(役割)

第10条 上級 MR 専門技術者の役割は次のとおりである。

- (1) MR の知識・技術の発展と普及に積極的に寄与すること。
- (2) MR に関する学術研究活動に積極的に関与すること。
- (3) MR 専門技術者のさらなる学術向上を促すこと。
- (4) 地域指導や学術研究指導を積極的に行うこと。

(資格認定)

第11条 資格認定については別に細則で定める。

(登録)

第12条 MR 専門技術者を取得して5年ごとの更新時に一定の学術成果を修め、所定の手続きを済ませた者を上級 MR 専門技術者として登録する。

但し、登録にあたっては理事会の承認を得なければならない。

(資格更新)

第13条 更新手続きについては別に細則で定める。

(上級資格の喪失)

第14条 上級 MR 専門技術者は次の事項により資格を喪失する

- (1) 上級 MR 専門技術者の更新申請を行わなかったとき。
- (2) 上級 MR 専門技術者の更新が認められなかったとき。
- (3) 上級 MR 専門技術者としての適格性を欠くと本機構が認めたとき。

### 第4章 構成員

(種別)

第15条 本機構の構成員は次の通りとする。

- (1) 正会員および賛助会員。
- (2) 本機構において認定された MR 専門技術者および上級 MR 専門技術者。

## 第5章 委員会

(種別)

第16条 本機構の円滑な業務遂行のために、次の委員会を置くことができる。

- (1) 事業全般にわたる企画の立案、推進を図る組織委員会。
- (2) 認定試験準備委員会。
- (3) 認定試験問題作成検討委員会。
- (4) 医療安全推進委員会。
- (5) 撮像条件検討委員会。
- (6) その他、理事長が必要と認めた委員会。

(定数)

第17条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長：1名。
- (2) 委員：各事業に応じた必要数を選ぶ。

(選任)

第18条 委員は、第2条の構成団体の中からの推薦を得て理事会の承認を受けなければならない。

2. 委員長は、委員会の推薦を得て理事長が指名する。

(職務)

第19条 委員は、委員会を構成し会の目的に従って事業を執行する。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集する。

(任期)

第21条 委員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現人者の在任期間とする。
3. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

## 付 則

1. この規約は理事会で審議のうえ、総会の議決によって改訂することができる。
2. この規約は特定非営利活動法人移行に伴う定款の制定に連動して、平成24年3月から運用する。

[ 2012年3月9日制定 ]